

✚ 「子ども・子育て支援新制度」とは

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法案」が可決、成立、公布されました。

この 3 法案に基づき、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい制度です。

「子ども・子育て支援新制度」は、平成 27 年度から本格実施される予定です。



《背景》

核家族化や高齢化の進展に伴い、子育て世代の負担感が増していることや、都市部を中心に保育所に入れない待機児童がいる一方、こどもの減少に伴い、近くに保育の場がなくなっている地域があり、家庭や地域の子育て力が低下していると言われています。

《国が新しい制度で目指すこと》

就学前児童の教育・保育や放課後の子どもの生活を支える総合的な仕組みを創設し、以下の課題の解決に取り組みます。

- ◇ 地域で生き生き子育てできるようにします。
 - ・親子で相談や交流などができる地域の拠点を増やします。
 - ・「一時預かり」など多様なメニューから施設や支援を選べるようにします。

- ◇ 都市部を中心とした待機児童を解消していきます。
 - ・質を保ちながら、保育の量を増やします。
 - ・地域のニーズを踏まえ、計画的に整備します。

- ◇ 子どもが減り続けている地域の保育・子育て支援を支え続けます。

- ◇ 質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供できる仕組みを創ります。
 - ・総合こども園、幼稚園、保育所のうち、どの施設を利用しても、同じく「こども園」を利用する子どもとして必要な財政支援をします。

- ◇ 小学校入学後も、子どもを預かる放課後児童クラブを充実します。



《青梅市の対応》

平成 25 年度中に「青梅市子ども・子育て会議」を発足し、保護者の方を対象としたニーズ調査を行い、調査結果に基づいた新しい制度の事業計画を策定していきます。



「子ども・子育て支援新制度」について Q&A

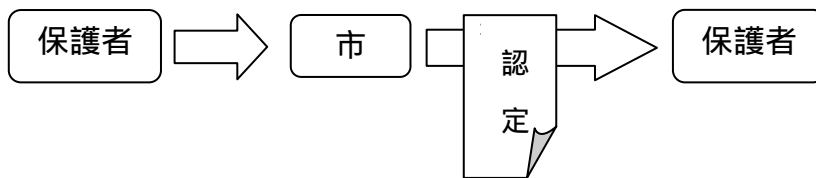
以下の Q&A の内容を掲載した青梅市のパンフレットは



◆ Q1 新しい制度によって利用手続きに変更はあるの？

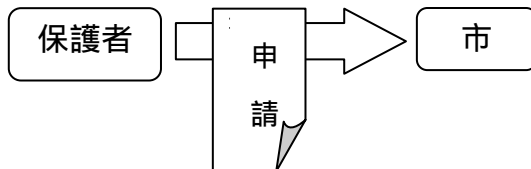
教育・保育を受けようとされる際には、市に申請し、保育の必要性等の認定を受けていただきます。

これまでのように保育所への入所とセットで判断するのではなく、客観的な基準によって、1人1人のお子さんの保育の必要性を判断します。



市の認定内容に合わせて、ニーズに合った施設を選んでいただきます。利用する施設を選ぶ際には、必要に応じて市が相談などの支援をいたします。

なお、保育の利用に当たっては、利用申し込みを市にいただき、市が調整をいたします。



◆ Q2 利用料金はどうなるの？

利用者の皆さんに負担していただく費用（保育料等）は、所得に応じた負担を基本とし、国の基準をベースに、市町村が定めます。

新制度では、幼稚園、保育所、認定子ども園などの施設については、共通の制度により財政支援が行われます。

◆ Q3 保育所や幼稚園を利用しない家庭は関係ないの？

地域の子育て支援拠点やホームヘルプサービス、お子さんの一時預かりなど、家庭での子育てを中心にされている方への支援も続きます。

◆ Q4 放課後子どもクラブは何か変わるの？

放課後子どもクラブの運営について法令上の基準ができます。また、対象年齢が6年生までになります。